官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔政　令〕
○平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三三二）　二
○平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三三三）　二
〔省　令〕
○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通二）　四
〔告　示〕
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づいてアメリカ合衆国政府により日本国政府に対して供与される任務遂行のための情報処理能力等を向上させたE－七六七早期警戒管制機システムに関連する秘密軍事情報の秘密保持及び保護に関する書簡に関する件（外務三七一）　六
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十三条の二第二項の規定に基づき、平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害に係る同条第一項の区域を告示する件（農林水産二六二七）　七
○保安林の指定をする件（同二六二八～二六四〇）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二六四一）　七
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則第十三条の規定に基づき登録実施機関の登録事項を変更した件（農林水産・経済産業・国土交通三）　七
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第十八条の規定に基づき登録実施機関を登録した件（同四）　七
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件（経済産業二三七）　八
○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業・国土交通六）　八
○貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（同七）　八
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通一三〇五～一三〇八）　八
○地すべり防止区域を追加指定する件（同一三〇九～一三一一）　九
○道路に関する件（東北地方整備局二二四、二二五）　一〇
○都市計画に関する件（九州地方整備局一二八）　一〇
〔国会事項〕　二
〔人事異動〕　二
内閣　法務省　財務省　最高裁判所
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕　二
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　二
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示二）　二
〔公　告〕　三
諸　事　項
官庁　財団関係
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
特殊法人等　企業年金基金変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三三二号）（内閣府本府）

1　平成三〇年八月二〇日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による大阪府高槻市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、森林災害復旧事業に対する補助を適用することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三三三号）（内閣府本府）

1　平成三〇年九月二八日から一〇月一日までの間の暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　鹿児島県大島郡伊仙町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。